

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

山形県東置賜郡高島町

### 2 構造改革特別区域の名称

高島町なかよし給食特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

山形県東置賜郡高島町の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

高島町は、山形県の東南部に位置し、東は宮城県に接し、南は米沢市、北は上山市に挟まれた面積 180.04 km<sup>2</sup>、人口 25,958 人(平成 21 年 4 月 1 日現在)の町で、町としての人口は県内一である。縄文時代から人が住み、町内のあちこちに県指定の遺跡等が散在しており、奥羽山系から流れ出る川により形成された扇状地に広がる肥沃な土地が当時から人々をひきつけていた。そのため、食の安全を語る時によく取り上げられる有機農業が他に先駆けて行われてきた土地でもある。果樹栽培も盛んで、初夏のさくらんぼから秋のリンゴやラ・フランスまで、新鮮な果物の生産が途切れることはない。四季折々の果物と野菜は、町内各地の直売所で販売され、地元の人のもとより、観光客にもよく利用されている。また、町民の地産地消の意識は高く、農産物生産者の地元での販売活動も活発である。

近年、町の西側を走る国道 13 号線沿いに新しい住宅が増え、若い夫婦の世帯が増加しているものの、一方で、山際の集落では少子高齢化が徐々に進行している。

町内には、児童施設として保育所が 4 ヶ所(公立 2 ヶ所、私立 2 ヶ所)、認定こども園が 1 ヶ所、集団保育を実施している公立の児童館が 1 ヶ所、私立幼稚園が 1 ヶ所、認可外保育施設が 1 ヶ所あり、就学前児童数 1,257 人のうち、836 人がいずれかの児童施設に入所している(平成 21 年 4 月 1 日現在)。各施設の入所児童数はわずかに減少傾向にあるが、就学前の 3 歳以上の児童の入所率は 90%を超えており、保護者の教育・保育への関心と期待は年々高まっていると言える。

宮城県に隣接する山間部の二井宿地区にあり、少子化により定員割れになっている二井宿保育園では、現在 3 歳以上児のみ 14 名を保育している。過疎化が進み、毎年入所児童は減少しているものの、地区から町の中心部あるいは近隣の市などに就労している保護者にとって、当該保育園はなくてはならないものであり、閉園となれば地区の急速な過疎化が懸念される状況である。

しかしながら、地元の食料品店の廃業が相次いだことや、少量の注文であるため、遠方の業者による配送が困難である等の理由により、食材の調達方法が制限され、

給食を提供する上で支障が生じていた。

そこで、設備等余力のある他の公立保育所で調理した給食を、二井宿保育園に外部搬入し、多様な食材を使った安全でおいしい給食を提供することで、児童の健やかな成長と当該保育所の運営の安定を図ることとし、平成20年11月11日付けで特区の認定を受けていたところである。

今般、二井宿保育園に隣接する二井宿小学校において同保育園の給食の調理が可能となったことから、特区計画を変更し、同小学校を給食の搬入元とすることとなった。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本計画が実現されることにより、現在、二井宿保育園が直面している給食食材の調達の問題を解決し、二井宿小学校と同じ多様な食材を使用した給食を児童に提供することが可能になる。

同時に、搬入元の二井宿小学校による食材の一元購入及び一元調理により、小規模施設では実現が難しい調理業務の合理化を図ることができ、経費の節減や省資源、省エネルギーにつながる。

乳児保育や延長保育、一時保育、障がい児保育等の特別保育は、働き方の多様化により保護者のニーズが高いものの、現在の町の限られた財政では、サービスの提供が追い付かないことから、給食調理業務の合理化により節減された経費を充てることにより、これらの保育サービスの充実を図ることができる。

保育サービスを利用し、保護者が安心して就労できることは、児童の福祉面だけでなく、地域社会の安定と活性化につながる。また、公立保育所及び公立小学校における「食育」の方針が統一され、食を通じた健全な心身の育成と、食に対する保護者への啓発が図られる。

さらに、今後は、老朽化した他の公立保育所についても、公立小学校からの給食の外部搬入の実施を予定しており、実現すれば、同様の効果を期待できる。

現在、公立保育所の給食の食材として、地元で生産された野菜や果物を購入しているが、小規模施設での購入量は限られている。給食の外部搬入方式の実施により、搬入元の二井宿小学校において、食材を一元的に購入し、調理することが可能になり、また、地元農家に一元的な作付けを依頼でき、あるいは小規模農家がまとまり、計画的な作付けと出荷が可能になり、農家経営の安定、地産地消の促進の一環を担うことができる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

地域事情による給食の質等の格差をなくし、多様な食材を使用した給食を児童に

提供することで、高島町が実施する「食育」の方針が統一され、幼児期からの食を通じた健全な心身の育成を図る。

合理化が難しい小規模施設において、経費の節減が図られ、節減された経費を財源に、保護者から充実が望まれている特別保育等の保育サービスに充てる。

給食試食会や献立表の配付を通じて、保護者に対して食に関する啓発を図り、安全・安心な地元産の食材に関心を持ってもらう。

公立保育所において給食の外部搬入を実施することで、地元食材の一元的な購入が可能になり、地元農家の作付けを拡大し、安全な作物作りを促進することで、農業経営の活性化に寄与する。さらに、地産地消の活動を促進する。

高島町では、平成 21 年度から、公立中学校の給食を公立小学校で調理し搬入する親子方式により、実施することになった。そのことにより、二井宿小学校において給食の外部搬入のための体制が整備され、二井宿保育園の給食の調理も可能となった。さらに、将来は、老朽化している他の公立保育所の給食についても、公立小学校からの外部搬入方式の実施を検討する予定である。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

保護者のニーズが多い延長保育や乳児保育、障がい児保育等の特別保育の充実を図り、社会参加を希望する女性の地位の向上、家庭経済の安定、ひいては町の福祉の向上や社会の活性化に資することができる。

公立保育所において給食の外部搬入方式を実施することで、食材の安定した調達、設備・光熱水費等の節減などの合理化を図ることができる。

同時に、これまで以上に新鮮な食材を地元から購入することにより、農家の作付けの拡大を図り、より安全で安心して食べられる野菜づくりを広め、地産地消が促進される。

## 8 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 食育の推進

公立保育所において給食の外部搬入方式を実施することで、児童に多様な食材を使用した内容の豊かな給食を提供することが可能となり、地域事情による給食内容の格差を解消し、公立保育所及び公立小学校における一貫した食育を推進する。

### (2) 子育て支援の充実

公立保育所において給食の外部搬入方式を実施することで、調理業務の効

率化により節減された経費を財源として、特別保育等の子育て支援サービスの充実を図る。

(3) 地産地消の推進

搬入元の二井宿小学校において、給食の食材を一元的に購入することにより、地元農産物の地域での消費を促進し、また、保育所の行事等を通じて保護者に地元産食材に対する関心を高める等、地元農業の活性化及び地産地消の取り組みを促進する。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

高島町立二井宿保育園

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

### 4 特定事業の内容

公立保育所である二井宿保育園では、当初、調理設備等に余力のある町内の他の公立保育所から給食を搬入することとしたが、二井宿保育園に隣接する二井宿小学校で給食を調理し、外部搬入を行うことが可能となったことから、搬入元を同小学校に変更し、二井宿保育園の児童に“安全・安心な給食”を提供する。あわせて、調理業務の効率的な運営を図る。

搬出元の二井宿小学校から搬入先の二井宿保育園への給食の配送にかかる所要時間は5分ほどであり、外部搬入方式による給食の対象は、0歳児からとする。搬入先の二井宿保育園及び搬入元の二井宿小学校の給食室の設備概要は以下のとおりである。二井宿保育園については加熱、保存、配膳等をするために必要な機能を備えており、二井宿小学校については外部搬入方式の実施のための十分な調理能力を有している。

#### ◇搬入先「二井宿保育園給食室の概要」

調理室面積	21.94㎡
職員配置数	1名
調理能力	50食
主な調理器具	冷蔵庫、冷凍庫、ガステーブル、配膳棚 食器等消毒乾燥保管庫 調理台 流し台 等

#### ◇搬入元「二井宿小学校給食室の概要」

調理室面積	57㎡
職員配置数	4名
調理能力	400食
主な調理器具	冷蔵庫、冷凍庫、ガステーブル、フードカッター スチームコンベクションオーブン、食器洗浄機 食器消毒保管庫 調理台 流し台

## 5 当該規制の特例措置の内容

(1) 公立保育所における給食の外部搬入の実施に当たっては、「構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について(平成20年4月1日付雇児発第0401002号)」における留意事項を遵守する。

(2) 外部搬入方式により提供される給食の内容は、あらかじめ栄養士によって作成された献立に基づき、年齢に応じた大きさ、固さ、分量等について十分配慮する。現在、二井宿保育園において3歳未満の児童は受け入れていないが、保育希望があつて受け入れる場合は、発育や離乳時期に応じた食事を搬入元で調理し提供する。食物アレルギーの児童についても、保護者との連絡を密にし、調理関係者との連携をとって同様に提供する。

また、保育中に体調が悪くなった児童については、園医の助言を求める体制を整え、水分や適切な食事がとれるよう配慮する。

(3) 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準「保護施設等における調理業務の委託について(昭和62年3月9日付社施第38号)」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について(平成5年2月15日付指第14号)」の第4の2の規定及び「保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日付雇児発第86号)」を遵守する。

調理方式は、搬出元から5分ほどで配送可能であることから、食材を加熱処理後ただちに冷凍または冷蔵せずに密封できる専用のコンテナに収容し、専用の保冷車を使って運搬、到着後すぐに提供するクックサーブ方式を採用する。搬入された給食は保育士が受領し、衛生管理のもと配膳する。使用した食器、コンテナ等は当日のうちに回収し、搬出元の二井宿小学校給食室で洗浄消毒後、保管する。

二井宿小学校の給食室では、厳重な衛生管理のもとに調理が行われており、食材の適正管理及び調理職員の研修、健康管理を行い、保健所の指導に従い調理業務の適正な運用を行う。

### 給食配送スケジュール

8時30分	二井宿小学校で調理開始
11時30分	調理完了・配送出発
11時35分	二井宿保育園到着(11時50分給食開始)
13時30分	回収開始・出発
13時35分	二井宿保育園到着、回収
13時40分	二井宿小学校到着、洗浄・清掃

(4) 必要な栄養素量の確保に努め、地域の食材を多用した季節感のある献立を検討し、「保育所保育指針」「山形県の食育計画」(県食育プログラム)等に基

づき、発達段階に応じた適切な給食を提供する。

- (5) 特例措置による給食の外部搬入方式の実施については、搬入元と搬入先との間で委託契約の締結が求められているが、本町の場合、搬入元、搬入先とも町立の施設であり、契約行為に馴染まないため、町長と教育委員会の間で覚書を締結する。

### 規制の特例措置を受ける主体の特定状況

#### ①主体が既に特定されている場合

名 称	高島町立二井宿保育園		
	園長 酒井啓子		
住 所	山形県東置賜郡高島町大字二井宿 2 8 0 2 - 1		
概 要	開所	平成 5 2 年 4 月 1 日	
	定員	3 0 名	
	職員数	3 名	
	現入所児童数	1 4 名 (H21. 4. 1 現在)	
	内訳	0 歳児	
		1 歳児	
		2 歳児	
		3 歳児	5 名
		4 歳児	3 名
		5 歳児	6 名
		敷地面積	2, 5 5 3. 6 3 m <sup>2</sup>
		建築面積	4 3 2. 0 5 m <sup>2</sup>
		保育室	1 0 4. 3 4 m <sup>2</sup>
	遊戯室	1 3 9. 1 2 m <sup>2</sup>	
	調理室	2 1. 9 4 m <sup>2</sup>	
	その他	1 6 6. 6 5 m <sup>2</sup>	
備 考	3 歳未満児の受入はしていない。 途中入所、3 歳児 1 名 (7 月より) あり。		